

横須賀市監査委員公表

平成29年第3号

監査の結果報告に係る措置の公表について

平成29年1月25日付け横須賀市監査委員公表平成29年第1号をもって公表した定期監査及び財政援助団体等監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年5月25日

横須賀市監査委員 小野 義博

同 丸山 邦彦

同 杉田 惺

同 土田 弘之宣

1 定期監査

こども育成部

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
6-(1)-ア 保育園において実費徴収する際の歳入の調定について、現在は事後に調定が行われているが、当該歳入は予算決算及び会計規則第33条に規定されている「性質上収納前に調定しがたいもの」又は「性質上納入通知書によりがたい歳入」とはいえないため、地方自治法第231条に基づき納入の通知の前に行うよう改められたい。	6-(1)-ア 地方自治法に基づき適正な事務処理を行う。
6-(1)-イ 乳幼児健康支援デイサービスセンター使用料に係る領収書について、収納事務を委託している指定管理者にこども育成部長名義の領収書を交付させているが、領収する者は指定管理者であるため、指定管理者名義の領収書を発行させるよう改められたい。	6-(1)-イ 指定管理者名義の領収書に改める。
6-(1)-ウ 乳幼児健康支援デイサービスセンター使用料等について、納入義務者に対して納入の通知を口頭にて行っているが、当該使用料等については予算決算及び会計規則第37条に規定されていないため、同規則に規定されたい。	6-(1)-ウ 予算決算及び会計規則第37条に規定する。

<p>6-(1)-エ 乳幼児健康支援デイサービスセンター使用料について、地方自治法施行令第 158 条に基づき、当該施設の指定管理者に収納事務を委託しているが、収納事務を委託できるものとして規定されていない雑入（食事代）についても収納事務を委託する形態となっていたので、適正な事務処理となるよう改められたい。</p> <p>6-(2)-ア 保育園における教材費等の実費徴収として保護者から収納した現金について、一時的に保育園長名義の任意の個人名義口座に入れ保管していた。当該現金は公金であるため、任意の個人名義口座に入れることは適切ではない。公金の取扱いについて、適切な事務処理となるよう改められたい。</p> <p>6-(2)-イ 備品の管理において、所在の確認できない物品及び備品登録されていない物品があったため、所在等を調査し、返納や受入れ等の必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。</p> <p>6-(2)-ウ 公有財産台帳（副簿）の管理において、公有財産台帳価格改定通知書による価格改定（変更）の記載を一部行っていなかったため、公有財産規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>6-(2)-エ 郵便切手の管理において、物品受払簿乙を使用しているものの、受払いの際に受払簿に所属長印及び担当職員の受領印がないものがあった。物品会計規則に基づき、適正な管理に改められたい。</p> <p>6-(2)-オ 資金前渡の精算において、予算決算及び会計規則で定められた精算期限の 10 日を超えて精算が未了となっているものがあったので、今後は、予算決算及び会計規則に基づき、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>6-(2)-カ 資金前渡の管理において、実際には現金に過不足はなかったものの、資金前渡受払簿へ</p>	<p>6-(1)-エ 雑入については、納入義務者が公金取扱機関に納入するよう改める。</p> <p>6-(2)-ア 市の諸規定に基づき適正な事務処理を行う。</p> <p>6-(2)-イ 備品の所在確認を行い、適正な管理を行う。</p> <p>6-(2)-ウ 公有財産規則に基づき適正な事務処理を行う。</p> <p>6-(2)-エ 物品会計規則に基づき、適正な管理を行う。</p> <p>6-(2)-オ 今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>6-(2)-カ 資金前渡受払簿の誤った金額を修正した。今後は、予算決算及び会計規則に基づき、適</p>
---	--

<p>誤った金額を記入していたため、現金残高と帳簿残高が合わなかった。今後は、予算決算及び会計規則に基づき、適正に管理するよう改められたい。</p>	<p>正に管理するよう徹底した。</p>
--	----------------------

上下水道局

<p>監査の結果(指摘事項)</p>	<p>措置(是正)等の内容</p>
<p>6-(1)            予算流用に係る決裁において決裁区分に誤りがあったので、今後は上下水道局専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、上下水道局専決規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>6-(2)-ア            土地賃借料の前金払に係る支払伝票においてその旨が記載されていないものがあったので、今後は上下水道局会計規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、上下水道局会計規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>6-(2)-イ            上下水道局契約規程の規定によりその例によるものとされた契約規則第38条において、検査を行う場合には、当該契約の監督員を、検査員に兼ねさせることができないと規定されているが、衣笠栄町4丁目地内合流汚水施設小破修繕に係る工事検査書において、同一職員が監督員と検査員を兼ねていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、上下水道局契約規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>6-(3)-ア            夜間電話受付業務委託(逸見総合管理センター)の契約事務に係る随意契約理由書において、上下水道局契約事務取扱規程に規定されている主管課長等が契約事務を行うことができる場合の地方自治法施行令の適用条項が誤って記載されていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>今後は、地方自治法施行令の適用条項を十分確認の上、上下水道局契約事務取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>6-(3)-イ            上下水道局契約事務取扱規程第8条第3項の規定により、随意契約により契約を締結するものは、執行伺書に理由書を添付しなければならないとされているが、プロポーザルにて事業者を選定した有馬浄水場運転管理業務委託及び逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託の予算及び契約執行伺書に当該理由書が添付されていなかったため、上下水道局契約事務取扱規程の規定に沿った適正な事</p>	<p>今後は、上下水道局契約事務取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

務処理に改められたい。

6-(3)-ウ

オートキャドのライセンス購入に係る支出事務において、契約事務及び給付が完了した場合の事務処理について上下水道局契約事務取扱規程の規定に沿った事務処理が行われていなかったもので、適正な事務処理に改められたい。

6-(3)-エ

追浜・上町・西浄化センター運転管理等業務委託において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているので、横須賀市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

6-(4)

消防用設備の法定点検において、改修等を要する箇所についての部品の交換や修繕が実施されていないものがあったので、従業者等に対する安全性の観点から、即時に対応できるものについては対応し、大規模な修繕等を要するものについては、必要に応じて計画的に対応するよう努められたい。

6-(5)-ア

15-1 工区不入斗排水区マンホール蓋改築ほか工事は、当初設計に基づき施工されていたが、当初設計の積算において一部不備があったので、積算時のチェックを徹底されたい。

6-(5)-イ

田浦第2配水池着水井改良工事において、契約金額には影響を及ぼしていないが、設計単価の決定に際し端数処理が上下水道局の基準により行われていなかったもので、今後は適正な事務処理に改められたい。なお、見積書徴取において、受付印が押印されておらず、また、見積書徴取年月日及び見積有効期限が未記入のまま受け付けたものや見積り採用単価一覧の記載を誤ったものなど多くの不適正な事務処理が認められたので、併せて改められたい。

6-(5)-ウ

今後は、上下水道局契約事務取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。

当該契約における個人情報の取扱いについて、横須賀市個人情報保護条例の規定に基づき必要な措置を講じた。

消防用設備における改修等を要する箇所についての修繕等を計画的に実施するため、必要な措置を講じることとした。

工事に係る設計の積算について、適正な事務処理を行うよう徹底した。

工事に係る設計単価の決定については、上下水道局の基準により行うよう徹底した。  
また、見積書の徴取については、適正な事務処理を行うよう徹底した。

12 工区馬堀排水区合流管布設替工事は、変更した設計に基づき施工されていたが、変更設計の積算において一部不備があったので、積算時のチェックを徹底されたい。	工事に係る設計の積算について、適正な事務処理を行うよう徹底した。
---	----------------------------------

## 2 財政援助団体等監査

### 公益財団法人横須賀芸術文化財団

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
4 - (2) - ア 基本協定書に規定された指定管理者が加入すべき保険のうち、受託者賠償責任保険について、加入はしていたものの、加入内容が基本協定書の規定どおりではなかったため、適正な事務処理に改められたい。	該当の受託者賠償責任保険について、保険加入金額を基本協定書の規定どおりに改めた。

### 政策推進部 (公益財団法人横須賀芸術文化財団分)

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
4 - (2) - イ - (ア) 基本協定書に規定された指定管理者が加入すべき保険のうち、受託者賠償責任保険について、加入はしていたものの、加入内容が基本協定書の規定どおりではなかったため、適正な指導監督に努められたい。	協定書の規定どおりとするよう指導監督に努め、該当の受託者賠償責任保険について、保険加入金額を基本協定書の規定どおりに改めたことを確認した。
4 - (2) - イ - (イ) 備品の管理について、返納処理等がなされていないもの、備品整理票が貼付されていないもの、備品登録が誤っているもの及び備品登録がされていないものがあったため、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。	遊休物品等の返納処理、備品整理票の適切に貼付、備品登録の修正・追記等を実施し、物品計規則に基づく適正な管理に改める。

### 公益財団法人横須賀市健康福祉財団

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
4 - (2) - ア 評議員の変更について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 303 条及び定款第 11 条第 4 項の規定に基づき 2 週間以内に登記がなされていないものがあったため、今後は適正な事務処理に改められたい。	評議員の変更について、今後は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 303 条及び定款第 11 条第 4 項の規定に基づき 2 週間以内に登記を行うよう、適正な事務処理を行う。
4 - (2) - イ 郵便切手の管理において、受払いの一部が切手受払簿に記入されておらず、保有枚数と	郵便切手の管理において、今後は、受払いの際は切手受払簿に確実に記入し、保有枚数

<p>受払簿の残数の一致を確認することができなかつたので、今後は適正な管理に改められたい。</p>	<p>と受払簿の残数が一致するよう、適正な管理を行う。</p>
---	---------------------------------

政策推進部（神奈川共立・不二環境サービス共同事業体分）

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
<p>4 - (2) 備品の管理について、市と指定管理者で全備品調査を行い改めて備品整理票を貼付すべき認識がありながら未だ旧備品整理票が貼付されたままのもの、備品整理票が貼付されていないもの、既に返納済みであるが、年度協定書の備品一覧に記載されているものがあつたので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。</p>	<p>備品整理票の貼付、年度協定書の備品一覧の修正等を実施し、物品会計規則に基づく適正な管理に改める。</p>

経済部

監査の結果(指摘事項)	措置(是正)等の内容
<p>4 - (2) - ア 施設内に所在し、備品整理簿に登録された備品について、基本協定書に数量が誤って記載されていたもの及び基本協定書に記載されていなかったものがあつたので、施設内に所在する備品を適切に把握した上で必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。</p> <p>4 - (2) - イ 基本協定書と運営管理業務仕様書における市に対する修繕費施行状況の報告期限の記載に相違があることから、業務実態を踏まえて適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>備品整理簿に登録された備品について市と指定管理者双方確認のうえ、基本協定書及び運営管理業務仕様書を修正することの覚書を取り交わした。</p> <p>修繕費施行状況の報告期限を基本協定書に記載の期限に合わせるため、運営管理業務仕様書を修正するための覚書を取り交わした。</p>